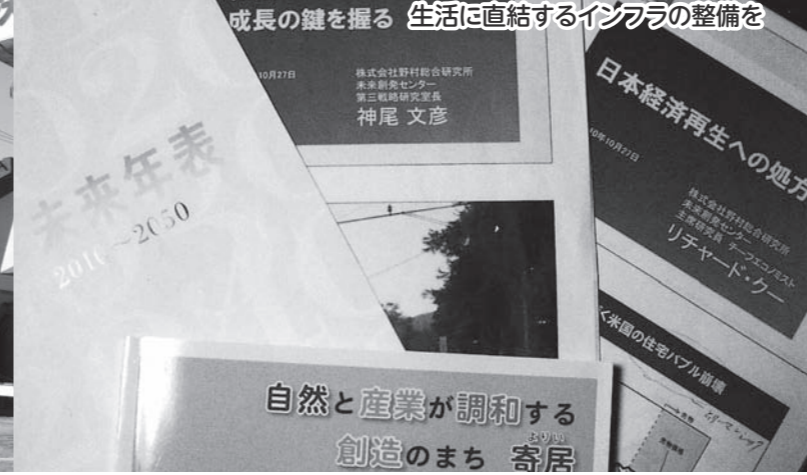




自然の中で遊ぶ  
保育園児



寄居駅南口



社会インフラの再設計が  
成長の鍵を握る 生活に直結するインフラの整備を



生涯学習活動の拠点となっている  
中央公民館

次のページは「個人住民税・総合特区制度」に関する一般質問。傍聴案内もご覧ください。

## 人員削減はどこまでやるのか



たもがみせつこ  
田母神節子  
議員

答弁⇒ 定員管理計画に定め  
た人数を目標にしています

問 悪化する公務員労働、公務員の職場環境について、人員削減はどこまでやるのですか。また、適正配置について伺います。

答 人員は、定員管理計画に定めた人数を目標にしており、現時点で22名不足となっています。適正配置とは、定員管理の人数で各部門に配置できることです。

問 専門職（保育士）の非正規雇用と、人を扱う職場での職員配置について伺います。

答 一定数の臨時職員は必ず必要です。現状は臨時職員の比率が高いため、保育士の採用も進めています。

問 非正規・臨時職員は時給のみですが、交通費や一時金支給についての考えを伺います。

答 平成23年度より時給920円とします。また近隣市町村の実態を把握し、交通費の支給を考えています。

## 「総合評価方式」で分かるのは

問 公共工事のあり方について、「総合評価方式」と、最低制限価格の設定について伺います。

答 総合評価方式は、事業者の施工能力や環境への配慮などが評価できます。最低制限価格は今後の入札制度全体の中で研究していきたいと思えます。

問 ごみ収集業務委託の労働実態を把握していますか。

答 把握はしていません。委託業務実施結果の確認のみです。

## 寄居駅南都市計画、引継書について



まつもと いさむ  
松本 勇  
議員

答弁⇒ 前任者の実施事務について  
申し送りを受けました

問 寄居駅南地区都市計画の推進等の町長引継書について伺います。

答 引継項目については、前任者が行っていた事務を私に知らせたものと理解しています。

問 再検証の具体的な内容について伺います。

答 街路事業で行った場合との事業比較、事業費、事業期間、財政計画などについて検証していきます。

問 「利害関係者の集まり」の意味について伺います。

答 区画整理事業を推進することにおいて影響を受ける関係者という意味です。

問 承諾書の承諾率をどう受けとめていますか。

答 事業化へ向けての承諾率であると受けとめています。

## 寄付金の取り扱いは

問 寄居駅南地区沿道区画整理事業の早期実現のための寄付採納願いの取り扱いについて伺います。

答 寄付の申し出が非公式にありますが、この事業については現在検証作業を行っていることから、事業の推進を目的とした寄付については直ちに受け入れができる状況ではありません。従って、保留としているところです。

# 寄居駅南整備

# 自治体の今

## 水道管の改修、状況と計画は



おおひらひさゆき  
大平久幸  
議員

答弁⇒ 財政状況を踏まえ、  
継続して推進します

問 2050年の日本の人口は9515万人。高齢化率39.6%と、急激な人口減少と高齢化が進みます。社会インフラと称する道路・鉄道・公共施設・橋梁・水道などは使用者が減少し、老朽化とともに、財政制約や需要縮小等により、その維持が困難になります。さまざまな社会的難問がある中、過剰投資や有効活用欠けていないかなどを精査し、まちづくりを進めるために、まず水道管の改修計画について伺います。

答 6万4360mあった石綿セメント管は、21年度末には残り2万6314mとなりました。今後、財政状況を踏まえて継続して推進します。

## 正喜橋に歩道を設置する計画は

問 正喜橋上流側に歩道を設置して観光客の増加を図る計画はありますか。また、各駅舎の整備計画を伺います。

答 熊谷県土整備事務所によると、現在のところ歩道の整備計画はないとのことでした。駅舎については、寄居駅にエレベーター設置工事を行っており、男衾駅は橋上化に取り組みたいと考えています。また用土駅は、近隣住民の憩える場所を併設した駅舎にします。

問 道路残地の活用、役場庁舎の有効活用について伺います。

答 道路残地については、必要な条件を満たしていれば払い下げも可能です。役場庁舎は、寄居町公共施設有効活用検討委員会を組織して、総合的に検討します。

問 図書館の利用状況を伺います。

答 蔵書総数は15万8349点、入館者は6万3433人です。イベント等の事業成果も拡充が図られました。

## 中央公民館等の使用料無料化を



おかもとやすあき  
岡本安明  
議員

答弁⇒ 平成23年4月から、  
無料化を実施します

問 「寄居町新生チャレンジプラン2006」により平成19年度から、町の生涯学習施設である中央公民館や各地区のコミュニティセンター等を寄居町社会教育関係団体に認定されている団体が使用する場合の使用料が、全額免除から半額免除になりました。

週1~2回、定期的に活動している団体などからは「使用料の負担が大変だ」との声があります。寄居町では各種の文化・芸術・スポーツ等の活動が盛んに行われ、町としても町民の生涯学習を推進・支援していると思えますが、このような声について、町長はどのように考えますか。

答 公共施設の利用に際しては、団体活動にも影響を及ぼしているものと認識しています。

## 1日も早い無料化を

問 町民は1日も早い施設使用料の無料化を望んでいます。これについて、町長の考えを伺います。

答 平成23年4月から実施したいと考えています。

寄居町社会教育関係団体とは  
寄居町教育委員会が要綱に基づき、認定した団体のこと。

- ① 社会教育法に規定し、社会教育に関する事業を主目的とすること。
  - ② 組織等が規約により確立され、代表者が定められていること。
  - ③ 事務所を有し、経理機構を有すること。
  - ④ 営利事業及び政治・宗教活動を目的としないこと。
  - ⑤ 会員が15名以上（過半数町内在住・在勤）であること。
- 認定されると、社会教育施設、体育施設の使用料減免や補助金交付の優遇措置を受けることができます。

# 施設の使用料

# 社会インフラ